

# 事務所(環境)チェックリスト

※事務所衛生基準規則

項		目	チェックポイント	関係法令	良否	改善点	
事務所 の 環境 管	空 気 環 境	気 積	・10m <sup>3</sup> /人以上になっているか	※第2条			
		窓その他の開口部	・最大開放部分の面積が床面積の1/20以上になっているか	第3条			
		一酸化炭素	・50ppm以下になっているか	第3条			
		炭酸ガス	・5000ppm以下になっているか	第3条			
		室温が10℃以下のとき	・暖房などの措置を行っているか	第4条			
		冷房実施のとき	・外気温より著しく低くないか	第4条			
	中央 管理 方式 の 設 備 に よ る 調 整 基 準	空 気 調 和 設 備	浮遊粉じん	・0.15mg/m <sup>3</sup> 以下になっているか	第5条		
			一酸化炭素	・10ppm以下になっているか	第5条		
			炭酸ガス	・1000ppm以下になっているか	第5条		
			気流	・0.5m/S以下になっているか	第5条		
			室温	・17℃以上、28℃以下になるように努めているか	第5条		
			相対湿度	・40%以上、70%以下になるように努めているか	第5条		
測定			・2ヵ月以内ごとに1回以上行っているか	第7条			
機 械 換 気 設 備		浮遊粉じん	・0.15mg/m <sup>3</sup> 以下になっているか	第5条			
		一酸化炭素	・10ppm以上になっているか	第5条			
		炭酸ガス	・1000ppm以下になっているか	第5条			
採 光 ・ 照 明 騒 音 の 防 止	燃 焼 器 具		・排気筒など、必要な設備を設けているか	第6条			
	照 明	精密な作業	・300ルクス以上になっているか	第10条			
		普通の作業	・150ルクス以上になっているか	第10条			
		粗な作業	・70ルクス以上になっているか	第10条			
	照 明	採光・照明の方法		・明暗の対照を少なくしているか ・まぶしさをなくしているか	第10条 第10条		
		照明設備の点検		・6ヵ月以内ごとに1回以上行っているか	第10条		
	騒音の防止		カードせん孔機、タイプライターなどの事務用機器を5台以上集中して作業を行わせる場合	・作業室を専用室にしているか ・専用室はしゃ音及び吸音の機能をもつ隔壁になっているか	第12条		